

病気やけがをしたとき（療養の給付） 自己負担割合（一部負担金）

病気やけがをしたときは、医療機関（薬局）で保険証を提示すれば、下表の一部負担金を支払うだけで治療を受けられます。（給付制限については交通事故にあったとき「第三者行為」、「保険証が使えないとき」参照）。

70歳～74歳の人は、高齢受給者証に自己負担の割合（毎年7月末に、前年所得に基づき見直し）が記載されていますので、必ず保険証と一緒に提示してください。

自己負担割合（一部負担金）



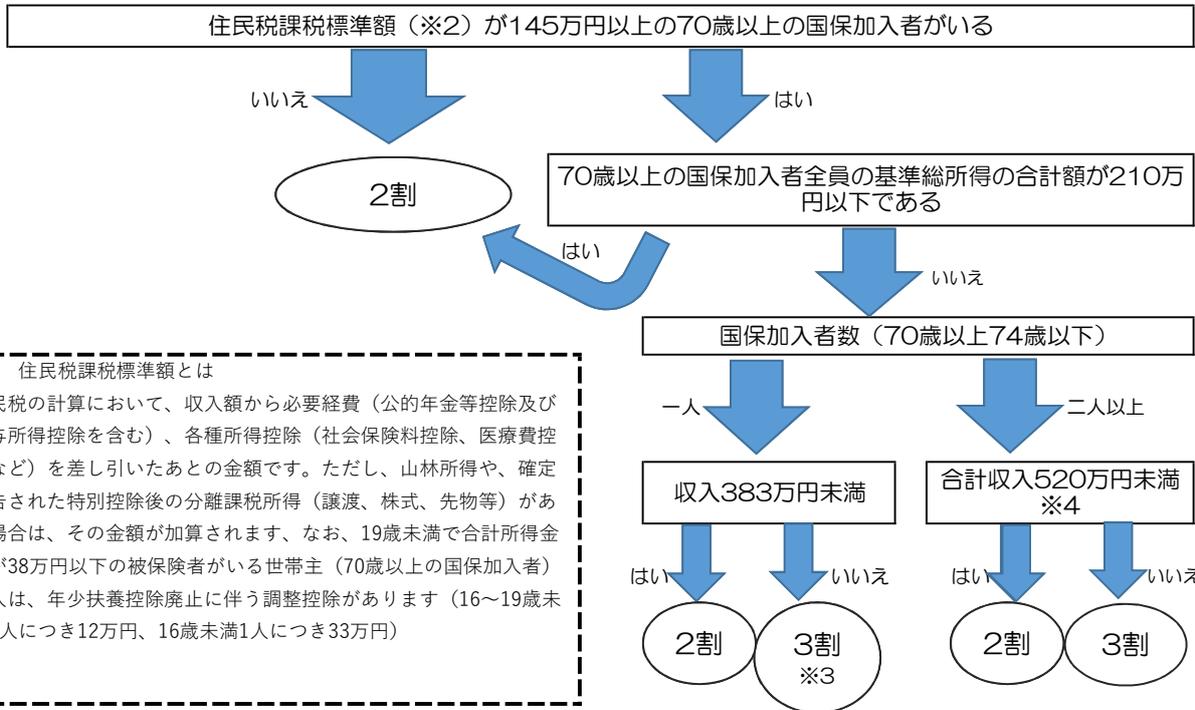
注意1：災害、事業の休廃業、失業などの理由により、生活が著しく困難な場合は、一部負担金の減免制度があります（「一部負担金の減免（生活困難による）」参照）。

注意2：75歳以上の人と一定の障がいがあると認定された65歳以上の人は、後期高齢者医療制度の対象となります。

※1 70歳以上74歳以下の人の一部負担金割合判定方法

下記の判定方法で2割になると思われるにも関わらず、3割の高齢受給者証が交付されている人は国民健康保険課資格担当までお問い合わせください。

また、下記の判定方法は住民票上同一世帯であることを前提として記載しています。



※2 住民税課税標準額とは
住民税の計算において、収入額から必要経費（公的年金等控除及び給与所得控除を含む）、各種所得控除（社会保険料控除、医療費控除など）を差し引いたあとの金額です。ただし、山林所得や、確定申告された特別控除後の分離課税所得（譲渡、株式、先物等）がある場合は、その金額が加算されます。なお、19歳未満で合計所得金額が38万円以下の被保険者がいる世帯主（70歳以上の国保加入者）の人は、年少扶養控除廃止に伴う調整控除があります（16～19歳未満1人につき12万円、16歳未満1人につき33万円）

※3 国保から後期高齢者医療制度に移行した人が同じ世帯にいる場合（移行直前に同一世帯で国保に加入していた場合のみ）⇒その人の収入と70歳以上74歳以下の国保加入者の収入合計が520万円未満であれば2割となります。

※4 合計収入520万円未満とは、同一世帯に属する70歳以上74歳以下の国保加入者全員の合計収入のことです。